

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288
 事業者名 埼玉新都市交通株式会社
 代表者名 （役職名及び氏名）
 代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
志久駅	・志久駅エレベーター整備のための変電所の増強工事 (2020年度工事着手～2023年度竣工予定)	工事着手
東宮原駅	・東宮原駅改札内トイレ新設 (多機能トイレ整備)(2020年度)	整備完了供用開始

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛けサポート運動の実施	手助けを必要とする高齢者の方、障がい者の方がいらした 場合、積極的にお声がけを行っている。 車いすをご利用のお客さまにお声がけをし、乗降の介助を 必要とするお客さまに、渡り板で対応している。	積極的に実施した

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先案内表示器の増設	行先案内表示器の増設など、お客さまへの情報提供をさら に強化します。(2020年度 加茂宮駅～内宿駅上りホー ム)	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	社員のサービス介助士資格取得について、取得及び資格更新の費用を全額会社が負担し、毎年度計画的に資格取得者を増やしている。 また、サービス介助士を中心に防災訓練時に車いすご利用のお客さまの車内からの避難誘導訓練を計画しているほか、駅員を対象とした定例勉強会で車いす・階段昇降機の取扱い勉強会を計画している。	サービス介助士資格取得については1名が新規取得した。 避難誘導訓練はコロナウイルス感染拡大に伴い中止となった。 定例勉強会は11月に実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載【 https://www.new-shuttle.jp/ 】
--

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288
事業者名 埼玉新都市交通株式会社
代表者名 （役職名及び氏名）
代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288
 事業者名 埼玉新都市交通株式会社
 代表者名 （役職名及び氏名）
 代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛けサポート運動の実施	手助けを必要とする高齢者の方、障がい者の方がいらした 場合、積極的にお声がけを行っている。 車いすをご利用のお客さまにお声がけをし、乗降の介助を 必要とするお客さまに、渡り板で対応している。	積極的に実施した

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先案内表示器の増設	行先案内表示器の増設など、お客さまへの情報提供をさら に強化します。(2020年度 加茂宮駅～内宿駅上りホー ム)	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	<p>社員のサービス介助士資格取得について、取得及び資格更新の費用を全額会社が負担し、毎年度計画的に資格取得者を増やしている。</p> <p>また、サービス介助士を中心に防災訓練時に車いすご利用のお客さまの車内からの避難誘導訓練を計画しているほか、駅員を対象とした定例勉強会で車いす・階段昇降機の取扱い勉強会を計画している。</p>	<p>サービス介助士資格取得については1名が新規取得した。</p> <p>避難誘導訓練はコロナウイルス感染拡大に伴い中止となった。</p> <p>定例勉強会は11月に実施した。</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載

(4) その他

(令和2年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	14 84 編成 (両)	12 72 編成 (両)	12 編成	0 編成	0 編成	14 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	14 84 編成 (両)	12 72 編成 (両)	12 編成	0 編成	0 編成	14 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	